赤木真也

Akagi Shinya

LEC専任講師・弁護士

入門講座→生講義＋Zoom配信対応!

1.5年 合格コース 赤木クラス

[条文至上主義]と[当 事者目線]で短期合格を目指す!

約1.5年

大学1年生	1年生	2年生	3年生	4年生
大学2年生	2年生	3年生	4年生	卒業後1年
大学3・4年生／社会人	1年目	2年目	3年目	4年目

2022 7月 / 10月 / 2023 1月 / 4月 / 2024 1月 / 5月 / 7月 / 9月 / 2025 1月 / 7月

赤木講師推奨受講プラン

入門講座こそ合格のカギ! しっかり受けてください

合格への近道は『基礎』をしっかりおさえることです。私のクラスでは、入門講座で徹底的に基礎学習を行います。重複する合格答案作成講座については、通信受講で入門講座との併行学習をおすすめします。論文に関しての質問は、入門講座の中でもしっかり対応していきます。

INPUT 通信
先取講座
民法 → 商法 → 民事訴訟法
先取講座で申込後すぐに学習開始!

INPUT 生講義+Zoom+通信
入門講座
107回(321時間)
刑法 → 刑事訴訟法 → 憲法 → 行政法 → 民法 → 商法 → 民事訴訟法
先取受講した科目も、生講義で受講可能!

Input＆Output 連動学習 入門／基礎固め

OUTPUT 通信
論文基礎力養成答練
35回(27問)
入門段階から論文を書いていくことで、知識の確認＋論文力を養成

INPUT 通信
合格答案作成 講座
63回(189時間)
2022年予備試験合格目標の講座を受講いただきます。
講義編
答案作成編
刑法 → 刑事訴訟法 → 憲法 → 行政法 → 民法 → 商法 → 民事訴訟法
司法試験過去問編

Input＆Output 連動学習 論文

OUTPUT 通学or通信
ハイレベル論文答練
30回(60問)本試験6回分の問題演習

INPUT 通信
短答合格講座
42回(147時間)

Input＆Output 連動学習 短答

OUTPUT 通信
ハイレベル短答答練
24回 本試験6回分の問題演習

INPUT 通信
法律実務基礎講座／講義編
11回(33時間)

Input＆Output 連動学習 論文

OUTPUT 通信
法律実務基礎講座／演習編
8回(15時間)

INPUT 通信
選択科目総整理講座
※選択科目によって講義時間・回数が異なります。

OUTPUT **全国短答ファイナル模試 2回**

予備試験 短答本試験

予備試験 論文本試験

予備試験 口述本試験

司法試験 本試験

予備試験合格者の司法試験合格率は高い!

予備試験合格者(29歳以下)の2021年司法試験合格率

97.24%

入門講座とリンク! 知識をより確実に定着
[赤木講師の課外ゼミ]
Zoom 入門講座赤木クラス申込者限定

入門講座では、不定期で30分程度の「課外ゼミ」を実施。定義・趣旨・要件などの基本事項の復習はもちろん、難関ロースクール入試や予備試験の論文過去問を使った実践的な問題も扱います。入門講座とあわせて受講することで知識がより定着します!
◎実施日程、回数につきましては、梅田駅前本校にお問い合わせ下さい。
◎事前課題がございます。課題については、入門講座内でご案内いたします。

赤木クラスのポイント 1
入門講座・合格答案作成講座は赤木講師が一貫指導

◆赤木クラスでは入門講座・合格答案作成講座は赤木講師が全科目を担当いたします。赤木講師の一貫指導によって、科目間のバランスのとれた無駄のない学習が可能になります。

赤木クラスのポイント 2
論文の解き方を踏まえ、メリハリをつけたインプット

◆赤木クラスでは、原則、論文の書き方を1年目から徹底的に実践していきます。アウトプットと連動して理解することで、インプット内容も、どういう場面で、どう使うかを習得でき学習の効率化を図ります。

赤木クラスのポイント 3
重要な1年目に知識が定着しやすいよう、全体2回し

◆1年目でしっかりと知識の定着を図ることで、2年目以降に時間を取って問題検討にいそしむことができます。さらに、1年目の知識の定着度合いは他の受験生との差につながります。そこで、復習回数を増やして知識が定着しやすいよう、1年目の入門講座の各科目では2回転させます。

赤木クラスのポイント 4
条文に情報集約(条文至上主義)

◆論文試験では条文を参照できます。この条文に情報を集約して、条文から必要情報を抽出できるようにしておくことは、試験現場で大きなアドバンテージになります。法律学習の基礎は条文であり、条文を操ることが合格へのカギとなります。

赤木講師からメッセージ

[条文至上主義]とは?
[当事者目線]とは?
法律の勉強で大切なこと

法律を学ぶ、ってどういうことか?一言で言うなら「条文」をきちんと学習することです。その**理由は、予備試験・司法試験とその後の実務が、「条文」第一であるから**です。これまでの試験でも、「条文」の知識をもとに「条文」から考えることが求められますし、私自身、実際の事件では、「条文」をフル活用して紛争解決等の仕事をしています。1年目から、「条文」を学習し、「条文」から考える、**「条文至上主義」を身につければ、予備試験・難関法科大学院などの合格はぐっと近づきます**。また、法律は「人間」と「人間」の紛争を扱う道具であり、必ず当事者がいます。この**「当事者」の立場で法律を使いこなすことも、試験でも実務でも求められます**(「当事者目線」と呼んでいます)。この「条文至上主義」と「当事者目線」を身につけて頂けるよう、私のクラスでは、常に具体的な事例を踏まえて、実践的な講義をしていきます。一緒に頑張りましょう!